福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1条例(一部改正)の背景

安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、国において各教育・保育施設に従事する職員等の数を定めた規定を改正したことに伴い、関係条例の改正を 行う。

2条例の主な見直し内容

幼保連携型認定こども園の職員配置基準を改正する。

満3歳以上満4歳未満の園児 20人につき1人 → 15人につき1人

満4歳以上の園児 30 人につき1人 → 25 人につき1人

3条例の施行日

令和 6 年6月28日

4経過措置

改正後の基準に従った職員体制の整備が困難な場合は、当分の間、改正前の基準によることができる。

5新旧対照表

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第 36 条 (略)	第 36 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 保育士の数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼	3 保育士の数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼

改正後	改正前
児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児 <u>15</u> 人につき1人以	児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児 <u>20</u> 人につき1人以
上、満4歳以上の幼児25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2	上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2
人を下回ることはできない。	人を下回ることはできない。